

# 岐阜県の農業農村整備

水



土



人



岐阜県農政部農地整備課

# 目 次

## 1 農業用排水施設の整備

- ・ 県営かんがい排水事業 . . . . . 用排水-1
- ・ 団体営基盤整備促進事業（安全対策促進型） . . . . . 用排水-5
- ・ 県営基幹排水対策特別事業 . . . . . 用排水-6

## 2 農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備

- ・ 県営農村環境整備事業 . . . . . 小水力-1
- ・ 小水力発電施設整備事業 . . . . . 小水力-3
- ・ 小水力発電活用支援事業 . . . . . 小水力-5
- ・ 小水力発電施設環境教育推進事業 . . . . . 小水力-7

## 3 ほ場整備（ほ場の大区画化や水田の汎用化）

- ・ 県営経営体育成基盤整備事業 . . . . . ほ場整備-1
- ・ 農業経営高度化支援事業（ソフト事業）  
（中心経営体農地集積促進事業） . . . . . ほ場整備-4
- ・ 県営経営体育成基盤整備事業  
（農地中間管理機構関連農地整備事業） . . . . . ほ場整備-7
- ・ 県単経営体育成基盤整備事業 . . . . . ほ場整備-9
- ・ 県営農業基盤整備促進事業 . . . . . ほ場整備-10

## 4 農道整備

- ・ 農道整備事業（基幹農道、一般農道） . . . . . 農道整備-1
- ・ ふるさと農道整備事業 . . . . . 農道整備-3
- ・ 県営農道施設強化対策事業 . . . . . 農道整備-5
- ・ 団体営農道保全計画策定事業 . . . . . 農道整備-7

## 5 農村地域の防災・減災対策

- ・ 県営ため池等整備事業 . . . . . 防災減災-1
- ・ 県営ため池防災対策事業 . . . . . 防災減災-3
- ・ ため池防災支援事業 . . . . . 防災減災-5
- ・ 県営湛水防除事業 . . . . . 防災減災-7
- ・ 県営特定農業用管水路等特別対策事業 . . . . . 防災減災-9
- ・ 県営農業用施設緊急改修事業 . . . . . 防災減災-11

## 6 生産基盤と生活環境の総合整備

- 県営中山間地域総合整備事業 . . . . 総合整備-1
- 県営農村振興総合整備事業 . . . . 総合整備-4

## 7 農村地域の生活環境整備

- 県営農村環境整備事業 . . . . 生活環境-1
- 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業 . . . . 生活環境-3
- 団体営農業集落排水事業 . . . . 生活環境-4

## ■農業用排水施設の整備

(事業名)	事業主体	県
県営かんがい排水事業		

### ■事業の目的

農業生産の基礎となる水利条件を整備（農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給、排水改良）し、水利用の安定と合理化を図る。

また、農業生産効率及び競争力の向上のため、農業用排水施設の水管理省力化、長寿命化、安全性の向上を図る。

### ■事業のポイント

<保全合理化型>

- 一般型に比べ、地元負担が少ない  
※（ ）内は中山間地域
- 一般型に比べ、受益面積が小さい地域でも事業の実施が可能
- また、施設管理者等が同じであれば、複数路線をまとめた実施も可能  
(団体営規模とされていた施設が県営事業で実施可能)

### ■事業内容

① 一般型	
農業用排水施設の新設、廃止又は変更	
② 保全合理化型	
用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
管理省力化施設整備	水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に付帯する施設の整備
安全施設整備	農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
水利用調整	水利使用の見直し、関係機関との調整等の活動
施設計画策定	整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等
機能保全計画策定	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた計画の策定

## ■ 施工事例

### 用排水施設整備（用水路改築）



実施前



実施後（パイプライン化）

### 用排水施設整備（揚水機場整備）



実施後（揚水機場）



実施後（揚水機場内ポンプ）

### 用排水施設整備（用水路表面補修）



実施前



実施後

用排水施設整備（排水路表面補修）



実施前



実施後

用排水施設整備（ゲート補修）



実施前



実施後

管理省力化施設整備



自動除塵機の設置



水管理システムの整備（イメージ）

## ■対象地域

県内全域

## ■採択要件

① 一般型	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用排水施設の新設，廃止又は変更であって，受益面積が概ね200ha以上でありかつ，末端支配面積が概ね100ha以上のもの。</li> <li>・現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設又は変更であって，受益面積が概ね100ha以上であり，かつ末端支配面積が概ね20ha以上のもの。</li> </ul>	
② 保全合理化型	
用排水施設整備	受益面積20ha以上、農地集積計画を策定
管理省力化施設整備	用排水付帯施設の整備で事業費2千万円以上
安全施設整備	事業費2千万円以上及び、県営かんがい排水事業と併せ行う場合で2百万円以上
水利用調整	農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること 等
施設計画策定	事業費2百万円以上で本事業の用排水施設整備を実施する予定であること
機能保全計画策定	末端支配面積10ha以上

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：

区 分		国	県	地 元
一般型	取水施設機能障害	50%	35%	15%
	それ以外（一般型）	50%	29%	21%
保全合理化型	用排水施設整備	(55%)	(30%)	(15%)
	管理省力化施設整備	50%	31%	19%
	安全施設整備	(55%)	(32%)	(13%)
		50%	32%	18%
	水利用調整	(55%)	(45%)	—
		50%	50%	—
施設計画策定	定額	—	—	
機能保全計画策定				

※（ ）内は中山間地域

※施設計画策定及び機能保全計画策定の定額は令和7年度まで

## ■農業用排水施設の整備

(事業名) 団体営基盤整備促進事業 (安全対策促進型)	事業主体 市町村 土地改良区
-----------------------------------	----------------------

### ■事業の目的

農業水利施設への転落事故等の危険性が増大しており、農業水利施設の安全対策を緊急的に推進する。

### ■事業内容

農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備

### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

総事業費 2 百万円以上

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村、土地改良区

負担区分：国：50（55）%、市町村等：50（45）%



## ■農業用排水施設の整備

(事業名)	事業主体	県
県営基幹排水対策特別事業		

### ■事業の目的

田畑輪換等を通じた水田の有効利用を促進する観点から、排水条件が不良で転作が困難である地域において、排水改良を目的とした施設の機動的な整備等を行う。

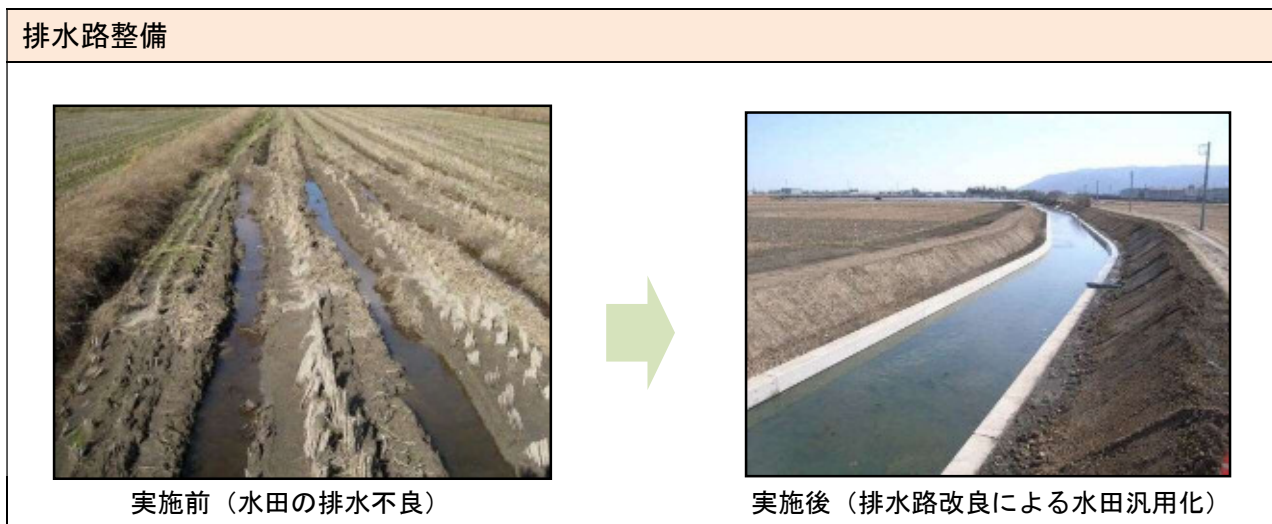
### ■事業のポイント

- 排水施設の機能が十分ではないため湛水被害を来す水田又は常時地下水位が高い水田を対象に、水田汎用化のための排水改良を実施
- 採択要件受益面積20ha以上、末端支配面積5ha以上で県営施行が可能

### ■事業内容

- 1) 麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水路、排水機場、排水樋門等の更新又は整備
- 2) 上記1)に附帯して行う用水路、区画整理、客土、暗きょ排水等の整備

### ■施工事例



## ■対象地域

県内全域

## ■採択要件

- 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり、かつ、ア又はイに該当する水田面積が、受益地内のおおむね50%以上であること。
  - ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田
  - イ 常時地下水位が高い水田
  - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- 受益面積がおおむね20ha以上であること
- 末端支配面積が5ha以上であること

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50%、県：25%、市町村等：25%

## ■農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備

(事業名)	事業主体	県
県営農村環境整備事業		

### ■事業の目的

農業水利施設を利用した小水力発電施設の整備により、土地改良施設等に要する維持管理の負担軽減や、低炭素社会づくりの促進を図る。

### ■事業のポイント


- 土地改良施設等の維持管理費軽減やCO<sub>2</sub>の排出削減のため、国庫補助を活用した小水力発電施設の整備が可能

### ■事業内容


小水力発電整備型	
概略計画	小水力発電の導入に当たり必要となる概略的な計画の作成
導入支援	小水力発電の事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討
施設整備	農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備

### ■施工事例

小水力発電整備型（発電所）



➔



実施前
実施後

## 小水力発電整備型



水車



除塵機

### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

小水力発電整備型	
概略計画	・速やかに小水力発電施設の整備又は更新を予定していること。
導入支援	・概略設計等により、小水力発電所の可能性の検討がなされるなど、小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること。
施設整備	・電力供給対象施設が土地改良施設等であって、土地改良区等が管理する施設、または農業農村振興に資する施設であること。 ・発電施設の建設単価及び発電原価が売電単価から見て相当な水準であること。

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：

区 分		国	県	地元
小水力発電整備型	概略計画	定額	補助残	—
	導入支援	50%	50%	—
	施設整備	50%	25%	25%

## ■農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備

(事業名)	事業主体	県
小水力発電施設整備事業		

### ■事業の目的

農業水利施設を活用した小水力発電施設による地域資源の有効活用することにより、農業用施設や地域振興施設の維持管理費の削減、地域の活性化を図る。

### ■事業のポイント

- 国庫補助事業では売電収益の充当対象とならない地域振興施設の電気代の他、6次産業化等の農村振興活動費への充当が可能
- 既設取水施設の取水能力を最大限に活用する発電導水量の拡大が可能

### ■事業内容

小水力発電整備型	
概略計画	・小水力発電の可能性判断に当たり必要となる概略的な計画の作成
基本設計	・小水力発電の事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討
施設整備	・農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備

### ■施工事例

#### 小水力発電施設整備



発電所（イメージ）



水車・発電機（イメージ）

## ■対象地域

県下全域

## ■採択要件

小水力発電整備型	
概略計画	・概ね20kW以上の発電規模が見込まれること。
基本設計	・概略設計等により、小水力発電所の可能性の検討がなされるなど、小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること。
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売電収益の充当対象が①土地改良施設等の維持管理費、②農業農村振興に資する公的施設の電気代、③地域振興に資する公的施設の電気代、④農村振興に資する活動費であること（③と④の合計額が、①と②の合計額を上回らないこと）。</li> <li>・発電施設の建設単価及び発電原価が売電単価から見て相当な水準であること。</li> </ul>

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：

区 分	県	地元	備 考
概略計画	100%	—	
基本設計	100%	—	
施設整備	50% < 2 / 3 > (75%)	50% < 1 / 3 > (25%)	< >は H26・H27 年度までに概略計画策定済の地区 ( )は、H25 年度までに概略計画策定済みの地区 ただし、④に充当する場合は県 2 / 3 地元 1 / 3

## ■農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備

(事業名)	事業主体	市町村 土地改良区 農業協同組合
小水力発電活用支援事業		

### ■事業の目的

農業水利施設を活用した小水力発電による再生可能エネルギーの幅広い活用を促し、地域農業の振興及び農村生活環境の改善を図る。

### ■事業のポイント

- 小水力発電による売電収益を農村地域の振興への多様な用途に活用できるよう、活用範囲を拡大（県営事業の用途先に加え、営農に必要な施設の電気代や農村集落の生活環境維持に必要な公共活動費などに充当可能とした。）
- 中山間地域では補助率を5%嵩上げ

### ■事業内容

① 地域振興支援型	発電する電力や売電収益を活用し、地域農業の振興及び農村生活環境の改善に資することを目的に設置する小水力発電施設の整備
② 防災機能支援型	災害時の避難所となりうる施設に非常用電源として電力供給するために必要な小水力発電施設及び蓄電施設の整備
③ 協議会支援型	県協議会が行う小水力発電施設の導入促進に必要な取組及び、諸問題を検討するための取り組みへの活動支援

### ■施工事例

#### 小水力発電施設整備（地域振興支援型）



発電所



水車・発電機

## 小水力発電施設整備（防災機能支援型）



水車



蓄電・配電装置

### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

① 地域振興支援型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費に見合う効果が見込まれること（総費用便益比1.0以上）。</li> <li>・小水力発電利用計画を策定すること（売電収益の活用範囲に要件有り）。</li> </ul> <p>また、市町村長は、利用計画の策定について必要な指導と調整を行うこと。</p>
② 防災機能支援型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難所となりうる施設の付近を流れる農業水利施設に設置すること。</li> <li>・別途定める蓄電容量に対して十分な発電が発揮できるものであること。</li> </ul>
③ 協議会支援型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県協議会員が行う取組に対する補助に限る。</li> </ul>

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合

負担区分：

区 分	県
① 地域振興支援型	(55%)
② 防災機能支援型	50%
③ 協議会支援型	定額

※（ ）内は中山間地域



## ■農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用した環境教育への支援

(事業名) <b>小水力発電施設環境教育推進事業</b>	事業主体 土地改良区 農業協同組合 農業法人、NPO 法人等
---------------------------------	---

### ■事業の目的

農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用して環境教育を実施する団体を支援することにより、「脱炭素社会ぎふ」を支える人づくりを推進する。

### ■事業のポイント

- 小水力発電施設を活用した環境教育を行う中で、地域住民等の脱炭素の認識が向上。
- 地域団体等へ事業主体の範囲を広げ、地域主導で脱炭素の取組みを実施。

### ■事業内容

・応募団体が農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用して実施する環境教育に要する経費の補助

### ■施工事例

#### 小水力発電施設環境教育推進事業



実施イメージ



実施イメージ

## ■対象地域

県下全域

## ■採択要件

- ・環境教育を実施する小水力発電施設は、県内の農業水利施設や身近な水路等に設置されたものであること。
- ・実施する事業が、他の補助金又は交付金の対象とならないこと。
- ・事業主体は、事業の実施にあたり、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するよう努めるものとする。

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：土地改良区、農業協同組合、農業法人、NPO法人等

負担区分：

区 分	県	地元	備 考
環境教育	定額	—	補助金額は1事業あたり50万円を上限とする。

## ■ほ場整備（ほ場の大区画化や水田の汎用化の推進）

(事業名) <b>県営経営体育成基盤整備事業</b>	事業主体 県
-------------------------------	--------

### ■事業の目的

意欲と能力のある経営体が活躍できる条件を整備し、これらの経営体が農業生産の大部分を担う農業構造を確立することで、「攻めの農業」を実現する。

### ■事業のポイント

- 受益面積20ha以上で実施が可能（中山間地域は10ha以上）
- 高率補助事業（国50（55）%、県27.5%）※（ ）内は中山間地域
- ソフト事業（農業経営高度化支援事業）と連動させることで、地元負担の軽減可能

### ■事業内容

① 農業生産基盤整備事業	
(1) 農業用排水施設	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
(2) 農道	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
(3) 客土	農用地につき行う客土 又は、これと一体的に実施する酸性土壌改良資材の投入等
(4) 暗渠排水	農用地につき行う暗渠の新設、廃止又は変更又は心土破碎工
(5) 区画整理	農用地等の区画形質の変更
② 農業生産基盤整備附帯事業（土壌改良剤投入、交換分合など）	
③ 営農環境整備事業（集落道、親水・景観保全施設、生態系保全施設など）	
④ 農地整備事業に係る実施計画等の策定	

※①の(1)～(5)のうち2つ以上の事業を実施（(4)、(5)は単独でも可）

※上記事業と密接な関連のある②、③を実施

### ■対象地域 県下全域（原則として農振農用地区域）

### ■採択要件

地区の目標とする集積要件等により、下記の表に区分される。

※（ ）書き数値は農山漁村地域整備交付金（国事業）を使用した場合

<b>【一般型】</b> [農業競争力強化基盤整備事業]	
・事業完了時に担い手の経営面積のシェアを以下のとおり増加させること	
1) シェア 40%(20%) 未満	→シェア 50%(30%) 以上へ
2) シェア 40%(20%) 以上～50% 未満	→シェア 10 ポイント以上引上げ
3) シェア 50% 以上～55% 未満	→シェア 60% 以上へ
4) シェア 55% 以上～90% 未満	→シェア 5 ポイント以上引上げ
5) シェア 90% 以上～95% 未満	→シェア 95% 以上へ
6) シェア 95% 以上	→シェア 引き上げ

<p><b>【面的集積型】</b> [農業競争力強化基盤整備事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了時において、担い手への農地面的集積率を以下のとおり増加させること</li> <li>1) シェア 23%(13%)未満 →シェア 30%(20%)以上へ</li> <li>2) シェア 23%(13%)以上～35%未満 →シェア 7ポイント以上増加</li> <li>3) シェア 35%以上～38.5%未満 →シェア 42%以上へ</li> <li>4) シェア 38.5%以上～63%未満 →シェア 3.5ポイント以上増加</li> <li>5) シェア 63%以上～66.5%未満 →シェア 66.5%以上へ</li> <li>6) シェア 66.5%以上 →シェア引き上げ</li> </ul>
<p><b>【農地所有適格法人育成型】</b> [農業競争力強化基盤整備事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了時において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること</li> <li>①農地所有適格法人が存在しない地区 →事業完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。</li> <li>②農地所有適格法人が存在する地区 →事業完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。</li> <li>・事業完了時に、農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が50%(30%)以上となることが確実と見込まれること。</li> </ul>
<p><b>【中山間傾斜農地型】</b> [農業競争力強化基盤整備事業] (採択期間：令和3年度まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記に定める要件をすべて満たすこと</li> <li>①中山間地域で、主傾斜1/100以上の農地が50%以上</li> <li>②高収益作物の面積割合が3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上</li> <li>③集積等の要件は上記「一般型」、「面積集積型」、「農地所有適格法人育成型」のいずれかの内、農山漁村地域整備交付金の数値（( )書き）を満足すること。</li> </ul>

## 活用する国の事業

事業名(国)	農業競争力強化基盤整備事業	農山漁村地域整備交付金事業
受益面積要件	20ha以上(中山間地域10ha以上)	20ha以上
集積要件等	下記のいずれか ①担い手農地利用集積率50%以上 ②担い手農地集約化率30%以上 (1ha以上の農地) ③農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が50%以上	下記のいずれか ①担い手農地利用集積率30%以上 ②担い手農地集約化率20%以上 (1ha以上の農地) ③農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が30%以上
	うち、中山間傾斜農地型 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域で主傾斜1/100以上の農用地が50%以上</li> <li>・農地集積率30%以上(要件緩和)</li> <li>・高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上</li> <li>・採択期間：H29年度～R03年度まで</li> </ul>	

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50（55）％、県：27.5％、市町村等：22.5（17.5）％

事業内容の④にあつては、国：50％、県：50％

※（ ）内は中山間地域：特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、  
地域棚田指定

## ■ほ場整備（ほ場の大区画化や水田の汎用化の推進）

(事業名) <b>農業経営高度化支援事業（ソフト事業）</b> (中心経営体農地集積促進事業)	事業主体 市町村 土地改良区
---	----------------------

### ■事業の目的

地域の中心となる経営体への農地集積等や高収益作物の作付増加に取り組む地域に対し、農家負担金の軽減対策を実施し、事業の円滑な推進を図る。

### ■事業のポイント

- 最大で事業費の12.5%相当の助成があり、地元負担の軽減が可能

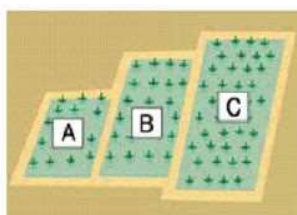
### ■採択要件、助成・加算内容

#### 【中心経営体農地集積促進事業】

県営経営体育成基盤整備事業の全ての型で実施可能

対象ハード	経営体育成基盤整備事業	
	農業競争力強化基盤整備事業	農山漁村地域整備交付金事業
助成条件と割合	○中心経営体へ55%以上集積 ○助成割合：5.5～8.5%	○中心経営体へ35%以上集積 ○助成割合：3.5～7.5%
加算条件と割合	○中心経営体へ集積する農地面積の8割以上が1ha以上の面的に集約化(※) ○加算割合：1.0～4.0%	設定なし
備考	最大12.5%の事業費軽減	最大7.5%の事業費軽減

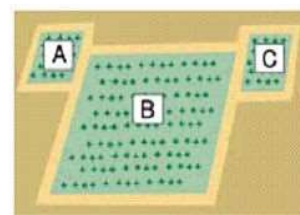
※「1ha以上の面的に集約化(※)」とは、農地が隣接している場合や道水路で接続している場合を言う



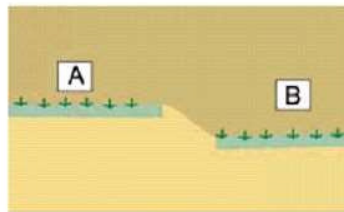
2筆以上が畦畔で接している



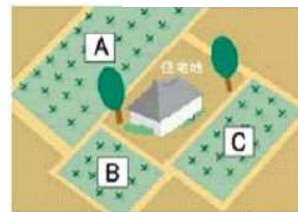
2筆以上が道路又は水路で接続し



2筆以上が各々一隅で接続し、作業に支障が無い



農地の段差が作業に影響しない



2筆以上が耕作者の宅地に接続している

【中山間担い手育成支援事業】採択期間：R3 年度まで

経営体育成基盤整備事業の内、「中山間傾斜農地傾斜型」のみ実施可能

中心経営体の受益面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合	助成割合※1
+20%以上	7.5%
+15%以上 +20%未満	6.0%
+10%以上 +15%未満	4.5%
+5%以上 +10%未満	3.0%

※1) 助成額：中心経営体の受益面積率に相当する総事業費×助成割合

注) 経営体育成基盤整備事業「中山間傾斜農地型」で採択を受ける地区は農業経営高度化支援事業（ソフト事業）の【中心経営体農地集積促進事業】又は【中山間担い手育成支援事業】のどちらかを選択し、助成を受けることが可能

■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村、土地改良区

- 負担区分：国50（55）%、市町村等50（45）% ※（）内は中山間地域

※県営事業かつ農地中間管理事業重点推進地域及び農地中間管理事業重点推進地域に指定されることが確実と見込まれる地域

負担区分：国50（55）%、県50（45）%

■地元負担軽減イメージ（農業競争力強化基盤整備事業の場合）

国	県	地元	
		市町村	農家
50%(55%)	27.5%	10%	12.5%(7.5%)

（ ）は中山間地域

【負担率】  
国：50%  
市町村：50%

ハード整備に係る負担軽減のため、中心経営体への集積率に応じ促進費を助成（面的集積8割以上で加算措置あり）

助成			+		加算		計
条件	割合		条件	割合			
中心経営体への集積率	85%以上	8.5%	中心経営体に集積された面積の8割以上を面的に集約	4.0%	=	12.5%	
	75~85%	7.5%		3.0%		10.5%	
	65~75%	6.5%		2.0%		8.5%	
	55~65%	5.5%		1.0%		6.5%	

【例】中心経営体への集積率85%以上かつ面積集積が8割以上かつ農地中間管理事業重点推進地域の場合（平場）

国	県	地元	
		市町村	農家
50%	27.5%	10%	-
+6.25%	+6.25%	-	-

実質農家負担なし

## ■その他

### 【経営体育成促進事業】

- ・事業内容：農用地の改良又は造成に係る事業費の10%以内の無利子貸付  
(農家負担金が年度事業費の12%以下の場合は、当該負担金の5/6以内)
- ・事業実施主体：貸付対象者
- ・採択要件等：本体事業の集積、集約要件等を満たすこと



## ■ほ場整備（大区画化による担い手への農地集積・集約の推進）

（事業名）	事業主体	県
県営経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）		

### ■事業の目的

機構が借り入れている農地において、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに大区画化等の基盤整備を実施することで、令和5年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割（国目標）となるよう農地集積を推進する。

### ■事業のポイント

- 農業者の同意が不要  
機構は農地中間管理権を設定する際、貸付の相手方に転貸する際に本事業が行われることを説明し同意の上、契約を行う
- 農家負担が不要  
全額国費による推進費により、農家負担を伴わず事業が可能
- 所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金が発生（転用防止）

### ■事業内容

#### ◇農地整備

対象工種：区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等

付帯事業：機構集積推進事業（推進費）等

【推進費は事業費の12.5%（7.5）（全額国費）】

◇実施計画策定等 内容：計画策定等【実施期間：2年以内】

### ■採択要件

- 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- 受益面積10ha以上で実施が可能（中山間地域は5ha以上）  
（団地の最小面積は1ha（中山間地域等は0.5ha）の連担化した農地）
- 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上
- 事業対象農地の8割以上の農地を事業完了後5年以内に担い手に集団化
- 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹10年）に20%以上向上

<収益性に係る細部要件>

集積・集約化要件	収益性の要件
集積・集約化率が概ね 50 ポイント以上増加する	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 販売額 20%以上の向上</li> <li>もしくは、</li> <li>• 生産コスト 20%以上の削減、</li> <li>かつ、米の生産コスト概ね¥9,600 円/60kg 以下</li> </ul>
集積・集約化率が概ね 50 ポイント以上増加しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 販売額の 20%以上の向上</li> <li>もしくは、</li> <li>• 生産コストの 20%以上の削減、</li> <li>かつ、米の生産コスト概ね¥9,600 円/60kg 以下</li> <li>または、生産額（主食用米除く）に占める高収益作物の割合が概ね 8 割以上、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね 10%以上向上</li> <li>または、同割合が概ね 5 割以上となり、かつ高収益作物の生産額が概ね 50%以上増加</li> </ul>

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国 62.5%（50%+12.5%又は55%+7.5%）

※機構集積推進事業（推進費）として12.5%（7.5%）助成

県 27.5%、市町村 10%

農家負担無

## ■ほ場整備（機構関連事業との一体施行による区画整理）

(事業名) <b>県単経営体育成基盤整備事業</b>	事業主体 県
-------------------------------	--------

### ■事業の目的

農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という）を行う地域で、実施要件となる農地中間管理権の設定期間（15年間以上）及び、団地要件（1ha以上（0.5ha以上））を満足できず、事業対象農地とならない農地が機構関連事業区域内に存在することで、十分な区画整備が行えない状況を避けるため、本事業を活用し一体的な施行を行い、担い手の利用しやすい区画整理を実施する。

### ■事業のポイント

- 農地中間管理権の設定期間は、県営土地改良事業の施行申請日において4年以上とする  
※機構関連事業は採択時に15年間以上の設定が出来ない農地は対象外
- 各団地要件は機構関連事業の農地も含め、おおむね0.3ha以上（0.2ha以上）のまとまりを有する農地とする  
※国の各団地要件は1.0ha（0.5ha）
- 所有者が農地転用した場合等には特別徴収金が発生（転用防止）

### ■事業内容

#### ◇農地整備

対象工種：区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等

### ■採択要件

- 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- 事業対象農地を構成する各団地は0.3ha（中山間地域等は0.2ha）のまとまりを有する農地で構成されること
- 農地中間管理権の設定期間が、県営土地改良事業の施行申請日において4年以上の農地中間管理権の設定期間があること

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：県90%、市町村10%

## ■ほ場整備（ほ場の大区画化や水田の汎用化の推進）

(事業名)	事業主体 県
県営農業基盤整備促進事業（ <span style="border: 1px solid black;">定率</span> ・定額助成）	

### ■事業の目的

既に区画が整理されている農地の畦畔除去等による区画の拡大や暗渠排水の整備を行うことで、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化を推進し、農業競争力の強化を図る。

また、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を加速するための耕作条件の改善を図る。

### ■事業のポイント

- 定率助成では、農地中間管理事業重点推進地域に関わることで地元負担金が不要（国費・県費100%助成）
- さらに定率助成では、農地中間管理事業重点推進地域に関わることで、借り手の多様なニーズに沿ったきめ細やかな基盤整備も実施可能
- 定額助成では、助成単価は事業費の1/2程度  
また、農業者施工を組み入れることが必要
- また定額助成では、中心経営体に集約される農地は助成単価が2割加算
- さらに定額助成では、中山間地域かつ農地中間管理事業重点推進地域に関わることで国の助成単価に中山間地域型加算（県定額）
- 土地改良法手続きが不要
- 農業基盤促進事業に比べ優先採択が見込まれる〔農地耕作条件改善事業〕

### ■事業内容

#### 【地域内農地集積型】

#### ◇定額助成

工 種	一般型		中山間地域型による加算
	助成単価(国)	中心経営体集約化農地※ <sub>2</sub>	助成単価(県)
田・畑の区画拡大 【畦畔除去、均平作業など】 水路の変更を伴う※ <sub>1</sub>	省 略	助成単価の2割増	一般型助成単価と同額
暗渠排水			
湧水処理			
末端畑地かんがい施設の整備			
客土			
除礫			

※<sub>1</sub>：「水路の変更」とは用排水路の管水路化などを言う

※<sub>2</sub>：「中心経営体へ集約する農地（1ha以上の纏まり）」

「集約する農地（1ha以上の纏まり）」：農地が隣接する場合や道水路で接続している場合。

## ◇定率助成

事業種類	備考
1) 定額の事業種類と同様 2) 農作業道      3) 農用地の保全    4) 管理省力化支援 5) 品質向上支援    6) 営農環境整備支援	定率助成事業の2)～6)は、1)の事業種類と併せて実施する。 また、1)の事業で県営の受益面積要件を満足すること。

### 【高収益作物転換型】

## ◇定率助成

事業種類	備考
1) 定額の事業種類と同様 2) 農作業道      3) 農地造成      4) 農用地の保全 5) 営農環境整備支援    6) 管理省力化支援    7) 品質向上支援 8) 条件改善促進支援    9) 高収益作物導入支援	定率助成事業の2)～9)は、1)の事業種類と併せて実施する。 また、1)の事業で県営の受益面積要件を満足すること。

## ■対象地域

- ・ 県下全域（原則として農振農用地区域）
- ・ かつ農地中間管理事業重点実施地域及び重点実施地域の指定が確実と見込まれる地域[農地耕作条件改善事業]

## ■採択要件

下記のすべてを満たすこと。

- ・ 1地区当たりの事業費の合計が2百万円以上であること
- ・ 1地区当たりの受益戸数2戸以上であること
- ・ 1地区当たりの受益面積20ha（5ha）以上であること  
中山間地域にあっては、10ha（5ha）以上であること  
（ ）書きは高収益作物転換型の面積要件
- ・ 高収益作物転換型においては受益地内の作付面積のうち、1/4以上を新たに高収益作物に転換すること  
※中山間地域：特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯
- ・ 下記計画を策定していること

農業基盤整備促進事業	農地耕作条件改善事業
農業基盤整備計画	農地耕作条件改善計画

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県（参考：市町村、土地改良区、農地中間管理機構も事業主体となれる）

負担区分：

定率助成	国50%(55) 県50%(45) ※（ ）内は中山間地域の場合
定額助成	国【定額】、 県【定額加算】（中山間地域型の場合） ※事業費の1/2程度の農業者施工等が必要

## ■事業地区の設定と設定工期

- ・ 複数市町村を跨いで地区設定可能（県営は20ha（中山間地域にあっては10ha）を確保）  
※高収益作物転換型は5ha
- ・ 事業工期は最大5年（ハードは最大3年）

## ■農道整備（利便性の向上）

(事業名) <b>農道整備事業（基幹農道、一般農道）</b>	事業主体 県
-----------------------------------	--------

### ■事業の目的

農産物流通の合理化等による地域農業の振興を初め、生活環境の向上や防災・減災などの機能を有する農道の整備を通し、農村地域の社会生活を支える。

### ■事業のポイント

- 高率補助（国50%、県25～33.3%）
- 目的、対象地域また事業規模(受益、事業費)などから事業を選択

### ■事業内容

農道、農道橋等の新設、廃止又は変更

### ■施工事例

#### 農道新設工事



#### 農道付帯施設工事



トンネル



橋梁

## ■採択要件

		基幹農道	一般農道	
			一般型	農業集落間型
対象地域		農業振興地域	農用地区域	農用地区域【振興山村、過疎地域、特農地域のみ】
採 択 要 件	受益面積	50(30)ha以上	50(30)ha以上	30ha以上
	総事業費	1億円以上	5千万円以上	5千万円以上
	幅員	車道4m以上	全幅員4.5m以上	車道4m以上
	効果	投資効率1.0以上 農業効果50%以上	投資効率1.0以上 農業効果50%以上	投資効率1.0以上 農業効果50%以上
備考		「改良」の場合、「農道」或は「その他道路」で管理されていること		

※（ ）内は中山間地域

## ■事業主体及び負担区分

		基幹農道	一般農道	
			一般型	集落間型
事業主体		県	県	県
負 担 区 分	国	50.0%	50.0%	50.0%
	県	33.3%	25.0%	32.5%
	地元 (市町村)	16.7%	25.0%	17.5%

## ■広域農道整備事業について

- H21年度に政府の「事業仕分け」により農道整備事業は廃止され、継続地区は従来の農道整備事業のまま完了まで運用することとなった。
- 以後、新規地区は農山漁村地域整備交付金事業の「通作条件整備」として運用されることとなったため、広域農道クラスの大規模地区も、基幹農道、又は一般農道として事業化を目指すこととなる。

【参考：広域農道整備事業の採択要件等】

受益面積	総事業費	負担区分			備考
		国	県	地元	
1,000ha(300)以上	20億円以上	50%	42.5%	7.5%	( )内は中山間地域

※広域農道整備事業は、「郡上南部地区」（郡上市）が継続中。

## ■農道整備（利便性の向上）

(事業名) <b>ふるさと農道整備事業</b>	事業主体 県
----------------------------	--------

### ■事業の目的

地域の実情に応じ、農地の持つ国土保全機能を維持するため、持続可能な営農活動に資する農道整備を行い、農村地域の振興と生活環境の改善を図る。

### ■事業のポイント

- 県単事業としては高率補助事業（県：72.5%（特殊地域75%））
- 土地改良法の手続きが不要
- 起債対象事業（起債充当率90%（うち算入率30%））

### ■事業内容

農道の新設、路線改良、拡幅改良、安全施設等の付帯施設の新設、改良など

### ■施工事例

#### 農道新設工事（ふるさと農道）



### ■対象地域

県下全域



## ■採択要件

- 前幅員が4 m以上であること
- 投資効率が1.0以上かつ農村振興効果が総費用の50%以上であること

### 組合せ施行事業

#### 【促進型事業】

県営国庫補助事業計画区間と本事業計画区間が重複したときに、国庫補助事業の計画に重要な変更を与えない区間について実施するものであること

#### 【合併型事業】

県営国庫補助事業計画区間、又は計画区間において、国庫補助事業と併せて行うことにより、農道としての機能をより拡大するものであること

### 単独型事業

- ・受益地がおおむね30 ha以上であること
- ・総事業費が2千万円以上であること

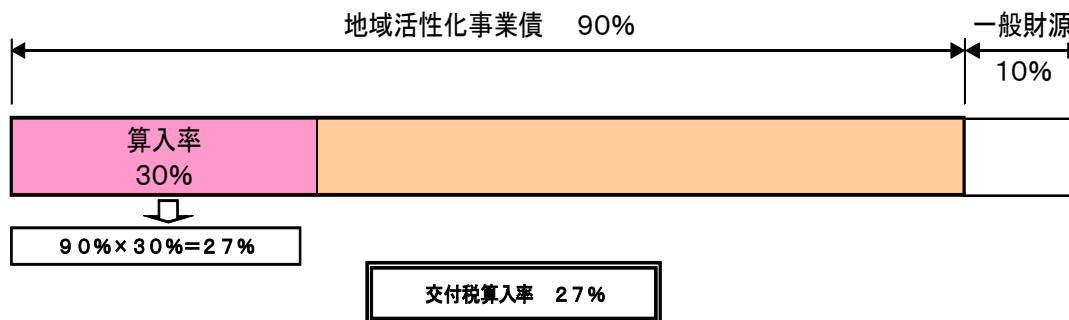
## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：

	県	地元
一般地域	72.5%	27.5%
特殊地域(豪雪・急傾斜地)	75%	25%

財政措置：



## ■農道整備（橋梁の耐震化等の安全対策）

(事業名) <b>県営農道施設強化対策事業</b>	事業主体 県
------------------------------	--------

### ■事業の目的

農道における重要な構造物である橋梁の耐震化、補修や交通安全対策、路面の改良等を行い、整備水準の維持・向上を図るとともに、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。

### ■事業のポイント

- 市町村の管理道路を県が事業主体となって整備
- 土地改良法の手続きが不要

### ■事業内容

#### ・点検診断

ライフサイクルコストの低減を図るため、農道施設の点検診断を実施

#### ・農道機能強化対策

老朽化により機能低下した施設（橋梁など）の修繕や補強、更新、並びに施設機能の保全に必要なその他工事（舗装の打替え）

### ■施工事例

#### 橋梁耐震対策工事（落橋防止工事）



実施前



実施後

## 橋梁耐震対策工事



沓座の拡幅



落橋防止装置の設置



変異制限装置の設置



橋脚補強（施工中）

### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

- 農林水産省所管事業により農道として造成された路線、ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線であること
- 受益面積の合計が50(30)ha以上であること  
( )は条件不利地域で、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法に基づき指定された地域
- 総事業費が3千万円以上であること
- 農業効果額が総費用の50%以上であること

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50%、県：25%、市町村等：25%

## ■農道整備（農道施設の安全対策）

(事業名)	事業主体 市町村
<b>新</b> 団体営農道保全計画策定事業（R4～）	

### ■事業の目的

農道施設（農道橋、トンネル）は農山村地域にとって重要な社会資本の一部を担っており、施設管理者においては保全計画に基づき耐震補強など農道施設の機能強化対策などを進める必要がある。

この保全計画については、施設管理者である市町村が施設の劣化・損傷などの点検、診断を定期的（5年ごと）に実施し、併せて保全計画の見直しを行い災害に強い農村づくりを推進していく。

### ■事業のポイント

- 市町村が管理する農道施設等の点検診断、保全計画の作成（更新）
- 受益面積要件なし

### ■事業内容

- ・点検診断、及び保全計画の策定

施設管理者が行う点検診断、保全計画（個別施設計画）の作成（更新）を実施

### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

- 農林水産省所管事業（ふるさと農道含む）により造成され、現在も農道として管理している施設。

※現在、その他市町村道で管理している施設であっても、将来、農林水産省所管事業（県営農道施設強化対策事業等）で整備を予定している施設も含む。

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村

負担区分：国：50%、市町村：50%

## ■農村地域の防災・減災対策

(事業名) <b>県営ため池等整備事業</b>	事業主体 県
----------------------------	--------

### ■事業の目的

施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、ため池や農業用排水施設等の補修、改築を行い、農村地域の防災力・減災力の向上を図る。

### ■事業のポイント

- 防災・減災対策の調査や計画に係る経費は、二次災害の恐れがある地区にあつては、定額（ただし、令和12年度採択地区まで）、その他地区は定率
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり
- 耐震対策工事においては、市町村負担を軽減、農家負担ゼロ

### ■事業内容

① 調査計画事業	地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画策定等（安全度評価、実施計画策定、施設長寿命化計画策定など）
②ため池整備事業	災害発生のおそれのあるため池の整備
③用排水施設等整備事業（土砂崩壊防止）	災害発生のおそれのある農業用排水施設等の整備
④農業用河川工作物等応急対策事業	災害発生のおそれのある農業用河川工作物の整備（河川応急）
⑤農業用施設等災害管理対策事業	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備（危機管理向上）
⑥ため池緊急防災環境整備事業	ため池における不測の事態に備えるとともに、一刻も早い整備を進めるために行う監視・管理体制の強化、権利関係の調整等

## ■ 施工事例



## ■ 対象地域

県下全域

## ■ 採択要件

① 調査計画事業	下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
② ため池整備事業	総事業費 800 万円以上、受益面積 10 ha 以上など。ただし特例要件を満たすものは 2 ha 以上
③ 用排水施設等整備事業	総事業費 800 万円以上、受益面積 20 ha 以上など。ただし特例要件を満たすものは 10 ha 以上、土砂崩壊防止工事は防災受益 5 ha 以上
④ 農業用河川工作物等応急対策事業	総事業費 800 万円以上など
⑤ 農業用施設等災害管理対策事業	受益面積 20 ha 以上など
⑥ ため池緊急防災環境整備事業	受益面積 2 ha 以上など

## ■ 事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50～100%、県：0～50%、市町村等：0～25%

## ■農村地域の防災・減災対策

(事業名)	事業主体 県
県営ため池防災対策事業	

### ■事業の目的

本事業においては、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図る。

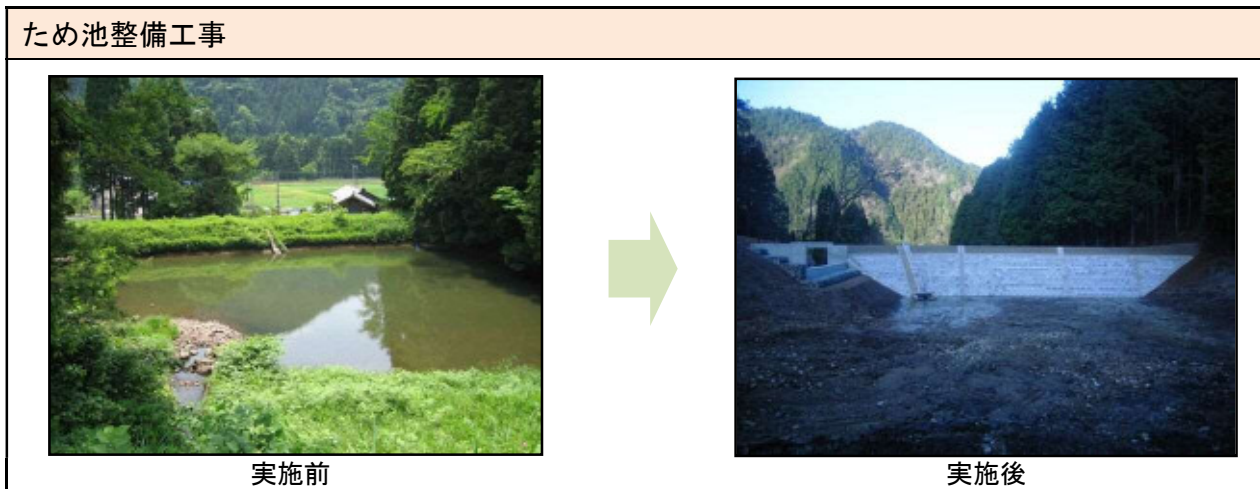
### ■事業のポイント

- 国庫補助事業で実施できないため池や水路の部分改修、補修が可能
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり
- 耐震対策工事においては、市町村負担を軽減、農家負担ゼロ

### ■事業内容

① 調査事業
ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定等
②整備事業
ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備（通常一型） 土砂等の崩壊を防止する水路の改良（通常二型） 農業用排水機場の遊水地等の浚渫（通常三型） ため池下流水路の改良（合併型）
③促進事業
実施中の県営ため池等整備事業の進捗を促進（促進型）

## ■ 施工事例



## ■ 対象地域

県下全域

## ■ 採択要件

① 調査事業
下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
② 整備事業
通常一型：受益面積 2 ha 未満かつ受益戸数 2 戸以上など
通常二型：受益面積 5 ha 未満かつ受益戸数 2 戸以上
通常三型：稼働中の農業用排水機場にあって、遊水池等の浚渫を単独で実施する場合に限る
合併型：ため池本体改修と併せて行うものに限る
③ 促進事業
促進型：県営ため池等整備事業でため池本体の改修を行っているものに限る。

## ■ 事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：県：75～100%、市町村等：0～25%



## ■農村地域の防災・減災対策

(事業名)	事業主体	市町村
ため池防災支援事業		

### ■事業の目的

老朽ため池等に係る災害時の人的被害を回避するため、下流地域の測量・調査及びため池の耐震診断を行い、県営ため池防災対策事業などのハード事業の推進に資するとともに、調査結果を利用した避難等の防災体制の強化を図る。

### ■事業のポイント

- ハード整備が進まないため池における防災体制の強化が可能
- 国庫補助要件を満たさない受益戸数2戸未満のため池でも、一斉点検調査が可能

### ■事業内容

ため池防災支援事業

防災マップ、耐震診断、一斉点検、監視・管理体制の強化、ハード整備の着手促進

### ■施工事例

ため池防災マップ

The image displays two main components of the disaster prevention project. On the left is a colorful brochure titled '見戸ため池 防災パンフレット' (Miyu Dam Pond Disaster Prevention Pamphlet). The brochure is divided into several sections: '防災マップとは・・・?' (What is a Disaster Map...?), '調査' (Survey), '点検' (Inspection), '耐震診断' (Seismic Diagnosis), '監視管理' (Monitoring and Management), and '問い合わせ先' (Contact Information). It includes diagrams of dam structures and text explaining the importance of these measures. On the right is an aerial photograph of a rural area, labeled '対象認定区域' (Designated Area). The map shows several ponds, some highlighted in green and others in purple, with labels indicating their status and location. A small inset photo shows a pond with a person standing near it. At the bottom of the map area, there is contact information for the '防災マップ制作センター' (Disaster Map Production Center) with the phone number TEL.0573-27-3110.

## ■対象地域

県下全域

## ■採択要件

ため池防災マップ
①岐阜県地域防災計画の老朽ため池状況に記載されていること。 ②ため池の下流に人家、公共施設等があり、万一ため池が決壊した場合、下流住民の生命、財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。 ③地震後に臨時点検する農業用ため池一覧表に記載されているため池。 ④農業用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要とされ、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。 なお、総事業費が20万円以上であること。ただし、一市町村で複数地区を実施する場合にあっては、1地区当りの事業費が10万円以上であること。
ため池の耐震診断
調査にあっては、岐阜県ため池台帳に記載されているため池のうち調査対象ため池の下流に人家、公共施設等があり、決壊時には生命、財産に大きな被害を及ぼすおそれがあるため池で、原則貯水量1万m <sup>3</sup> 以上あること
ため池の一斉点検、監視・管理体制の強化、ハード整備の着手促進
岐阜県ため池台帳に記載のため池を対象とする。

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村

負担区分：県：50%、市町村等：50%

## ■農村地域の防災・減災対策

(事業名)	事業主体 県
県営湛水防除事業	

### ■事業の目的

低平地等において農作物の湛水被害が予想される地域を対象に、被害を未然に防止するために農業用排水機、排水路の改修などを実施することにより、湛水被害の発生を未然に防止し、農村地域の防災力・減災力の向上を図る。

### ■事業のポイント


- 防災・減災対策の調査や計画に係る経費は、二次災害の恐れがある地区にあつては、定額（ただし、令和12年度採択地区まで）、その他地区は定率
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり


### ■事業内容


① 調査計画事業	地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画策定等（安全度評価、実施計画策定、施設長寿命化計画策定など）
② 用排水施設等整備事業（湛水防除）	災害発生のおそれのある農業用排水施設等の整備
③ 地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）	災害発生のおそれのある土地改良施設の耐震改修

### ■施工事例

農業排水機場整備工事









ポンプ施設

台風による湛水状況
施工後

## ■対象地域

県下全域

## ■採択要件

① 調査計画事業
下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
②用排水施設等整備事業（湛水防除）
受益面積は30ha以上、かつ、総事業費が5千万円以上のものなど（農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満、又は、受益面積の50%以上が農用地であるもの）
③地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）
受益面積は30ha以上、または、総事業費が800万円以上のものなど

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50～100%、県：0～35%、市町村等：0～15%

## ■農村地域の防災・減災対策

(事業名)	事業主体 県
<b>県営特定農業用管水路等特別対策事業</b>	

### ■事業の目的

石綿等が使用されている農業用管水路や施設の撤去を行うことにより、農業者や周辺住民に対する石綿障害の予防を図る。

### ■事業のポイント

- 防災・減災対策の調査や計画に係る経費は、二次災害の恐れがある地区にあつては、定額（ただし、令和12年度採択地区まで）、その他地区は定率
- 中山間地域は採択要件・負担金の軽減措置あり

### ■事業内容

調査計画事業
地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画策定等（安全度評価、実施計画策定、施設長寿命化計画策定など）
特定農業用管水路等特別対策事業
石綿管が使用されている農業用管水路等の変更等

### ■施工事例



■対象地域

県下全域

■採択要件

調査計画事業
下記事業を行う見込み又は実施要件に該当するもの
特定農業用管水路等特別対策事業
受益面積がおおむね20ha以上。農業用排水路を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上であること。

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50～100%、県：0～35%、市町村等：0～15%

## ■農村地域の防災・減災対策

(事業名) <b>県営農業用施設緊急改修事業</b>	事業主体 県
-------------------------------	--------

### ■事業の目的

本事業においては、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、施設の緊急的な修復や調査を行う。

### ■事業のポイント

- 突発的事故が発生し人的被害を防ぐ緊急的な補修又は改修を実施。

### ■事業内容

被災の恐れがある地域等の調査。

突発的事故が発生した県営造成施設の緊急的な補修補強。

### ■施工事例



### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となる災害を除く案件で被災した県営造成施設で総事業費が2千万円以上の補修補強

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：県：100%

## ■生産基盤と生活環境の総合整備

(事業名)	事業主体 県
県営中山間地域総合整備事業	

### ■事業の目的

中山間地域において、地域の立地条件を活かした農業と活力ある農村づくりを推進するため、農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備する。

### ■事業のポイント

- 高補助率事業（国：55%、県：30%）
- 生産基盤と生活環境の整備をメニュー方式で必要な工種を選択し総合的に実施
- 事業実施に必要な受益面積は、生産基盤整備の受益面積の合計で要件を確認（各路線の受益面積が小さくても、受益面積の合計が要件を満たせば事業実施が可能）
- 末端受益2戸まで補助対象
- 生産基盤について、担い手への農地の集積が一定の要件を満たした場合に、その農家負担相当額を交付

### ■事業内容

① 農業生産基盤整備	
農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全	
② 農村生活環境整備	
農業集落道整備	集落周辺の農道を補完し、農産物運搬等に利用される集落道や土地改良施設の管理に利用される連絡道の整備
営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物の栽培、洗浄等の施設の整備
農業集落排水施設整備	雨水を排除する集落内の排水施設の整備
農業集落防災安全施設整備	集落の防災と安全を図る土留防護柵、防火水槽等の整備
用地整備	農業近代化施設、公共施設の用地の整備
活性化施設整備	農業生産活動等の拠点となる多目的施設の整備
集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用等の施設・付帯施設の整備
交流施設基盤整備	多目的広場・付帯施設の整備
情報基盤施設整備	情報伝達に必要な施設の整備
市民農園等整備	市民農園・集落農園の農用地の整備
生態系保全施設等整備	動植物保護施設、植生、緩傾斜護岸等
地域資源活用施設整備	地域資源を活用して農業生産の補完等を行うための施設整備



施設補強整備	農業施設の安全性確保のために必要な補強
施設環境整備	農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
歴史的土壌改良施設保全整備	歴史的土壌改良施設の保全に配慮した整備
施設集約整備	農業農村施設の撤去及び撤去跡地の整備
交換分合	農用地等の交換分合
集落土地基盤整備	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のための必要な事業

## ■対象地域

過疎法、山村振興法、特定農山村法のいずれかの指定を受けた市町村又は地域を含む市町村(準ずる地域含む)。

なお、事業実施区域は林野率が50%以上、かつ、傾斜度1/100以上の農地面積が50%以上を占める地域。

## ■採択要件

### 集 落 型

#### 【一 般 型】

農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備をメニュー方式で一体的に実施

※農業生産基盤整備の受益面積が概ね60ha以上(但し、特例要件を満たす場合は20ha以上)

#### 【生産基盤型】

中山間地域の地形条件などに配慮したほ場整備を中心とした農業生産基盤のみを整備

※農業生産基盤整備の受益面積が概ね20ha以上(但し、ほ場整備の受益面積が10ha以上)

#### 【生活環境型】

農業生産基盤整備を概ね了している地域において、生活環境を中心とした整備を実施

※農業生産基盤整備と農村生活環境基盤整備の中から2工種以上を実施(但し、少なくとも農村生活環境基盤整備を1工種以上)

### 広域連携型

市町村全域から数市町村に跨る地域を対象とし、地方単独事業と一体的な構想の下で実施

※実施要件は一般型と同じ

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：55%、県：30%、市町村等：15%

※担い手への農地の集積が一定の要件を満たした場合に、その農家負担相当額を交付  
(中山間地域農業生産基盤整備促進事業)

- ・農業生産基盤整備を実施した箇所において、担い手への農地の集積が一定の要件を満たした場合に、その農家負担相当額（事業費の3.5%～5%）を事業実施年度又は後年度に集積率に応じて交付

## ■生産基盤と生活環境の総合整備

(事業名)	事業主体 県
県営農村振興総合整備事業	

### ■事業の目的

地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備する。

### ■事業のポイント

- 生産基盤と生活環境の整備をメニュー方式で必要な工種を選択し総合的に実施
- 事業実施に必要な受益面積は、生産基盤整備の各事業の受益面積で要件を確認
- 末端受益2戸まで補助対象

### ■事業内容

① 農業生産基盤整備	
農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全	
② 農村生活環境整備	
農業集落道整備	集落周辺の農道を補完し、農産物運搬等に利用される集落道や土地改良施設の管理に利用される連絡道の整備
営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物の栽培、洗浄等の施設の整備
農業集落排水施設整備	雨水を排除する集落内の排水施設の整備
農業集落防災安全施設整備	集落の防災と安全を図る土留防護柵、防火水槽等の整備
用地整備	農業近代化施設、公共施設の用地の整備
地域農業活動拠点施設整備	農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備
集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用等の施設・付帯施設の整備
情報基盤施設整備	情報伝達に必要な施設の整備
市民農園等整備	市民農園・集落農園の農用地の整備
生態系保全施設等整備	動植物保護施設、植生、緩傾斜護岸等
地域資源利活用施設整備	地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備
施設補強整備	農業施設の安全性確保のために必要な補強
施設環境整備	農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修
歴史的土壌改良施設保全整備	歴史的土壌改良施設の保全に配慮した整備
施設集約整備	農業農村施設の撤去及び撤去跡地の整備
交換分合	農用地等の交換分合
集落土地基盤整備	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のための必要な事業

## ■対象区域

県下全域（ただし、農村振興基本計画が作成されている区域であること）

## ■採択要件

- 農村振興基本計画が計画されていること。
- 農業振興地域であること。
- 総事業費が2億円以上であること。
- 農業生産基盤整備と集落基盤整備を一体的に行うものであり、農業生産基盤整備を1工種以上かつ農村生活環境整備を1工種以上実施すること。
- 受益面積（農業生産基盤整備事業）

農業用排水施設整備	60ha 以上
農道整備	50ha 以上
農用地開発	40ha 以上
ほ場整備	20ha 以上
農地の保全上必要な施設	20ha 以上

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：国：50%、県：25%、市町村等：25%

## ■ 施工事例

### 農業用排水施設整備



実施前



実施後

### 農道整備



実施前



実施後

### ほ場整備



実施前



実施後

### 農地防災



実施前



実施後

農業集落道整備



実施前



実施後

営農飲雑用水施設整備



浄水槽



配水池

農業集落防災安全施設整備



施工中

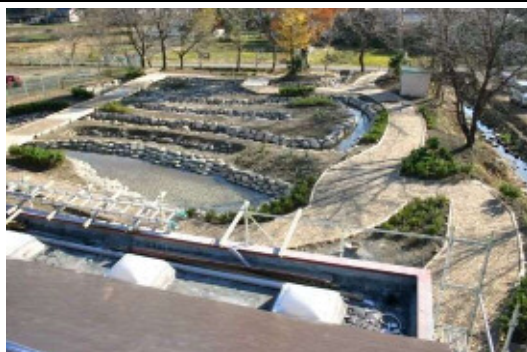


施工後

生態系保全施設等整備



実施前



実施後

## ■農村地域の生活環境整備

(事業名) <b>県営農村環境整備事業</b>	事業主体 県
----------------------------	--------

### ■事業の目的

農村地域に広範に存在する農業水利施設等を対象に、自然環境や農村景観等の保全、親水機能の発揮、防火用水等の提供、魚道整備などの多面的な整備により、豊かであるおいのある農村空間を創出する。


### ■事業のポイント

- 農業水利施設を活用した多面的な整備により、豊かであるおいのある農村空間の創出が可能

### ■事業内容

① 水環境整備型 水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する施設整備（①親水・景観保全施設整備、②生態系保全施設整備、③地域防災施設整備、④渇水対策、⑤利用保全整備、⑥地域用水機能増進施設整備）を地域用水事業計画に基づき総合的に行う。
② 地域環境整備型 環境に関する事業を総合的、一体的に行うため、市町村等が地域全体として実施すべき環境整備のための農村環境整備計画を樹立し、それに即して作成する地域環境整備事業計画に基づき、①農村水辺空間整備、②農村緑地環境整備、③農村環境整備、④生態系保全空間整備、⑤特認事業を施行する。

### ■施工事例

水環境整備型	
 <p data-bbox="223 1892 654 1921">親水景観保全施設（せせらぎ水路）</p>	 <p data-bbox="997 1892 1284 1921">利用保全施設（管理道）</p>

## 地域環境整備型



水辺空間整備（親水公園）



水辺空間整備（護岸工）

### ■対象地域

県下全域

### ■採択要件

① 水環境整備型	・都道府県又は市町村が整備計画を策定したものであって、かつ総事業費が5千万円以上のもの。
② 地域環境整備型	・農村環境整備計画に基づき事業計画が策定されている地域で、かつ総事業費が2億円以上のもの。

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：

区 分		国	県	地元
① 水環境整備型	魚道整備以外	50%	25%	25%
	魚道整備	50%	32%	18%
② 地域環境整備型	魚道整備以外	50%	25%	25%
	魚道整備	50%	32%	18%



## ■農村地域の生活環境整備

(事業名)	事業主体	市町村
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業		

### ■事業の目的

既存の農業集落排水施設の有効利用、長寿命化を図るために、市町村が管理する施設の機能診断を実施し、その結果に基づき最適な更新時期等を定めた構想計画（最適整備構想）を策定する。

### ■事業のポイント

- 国費100%の事業
- 最適整備構想を策定し、計画的に補修、改修を行うことで、施設の長寿命化が可能となる

### ■事業内容

農業集落排水施設等の機能低下状況等を的確に把握するための施設機能診断を実施し、その結果に基づく健全度評価により、市町村単位で施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画（最適整備構想）を策定。

- 施設機能診断
- 最適整備構想の作成
  - ・施設現況調査（構造物の環境条件、使用状況等）
  - ・施設機能診断（劣化度合いの測定等）
  - ・劣化原因究明のための構造物の監視
  - ・機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

### ■対象地域

農業集落排水施設を有する市町村全域

### ■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村

負担区分：国：100%（定額）

- ・機能診断：（1施設当たり）200万円
- ・最適整備構想：（1市町村当たり）200万円＋100万円×施設数  
（ただし、上限800万円）

(事業名) <b>団体営農業集落排水事業（機能強化）</b>	事業主体 市町村
-----------------------------------	----------

### ■事業の目的

既存の農業集落排水施設において、維持管理が適切に行われており、供用開始後7年以上経過している施設で処理人口の変化、排水規制の強化等があった場合の汚水処理施設や管路施設等の増改築、及び老朽化した施設の機能低下の回復を図る。

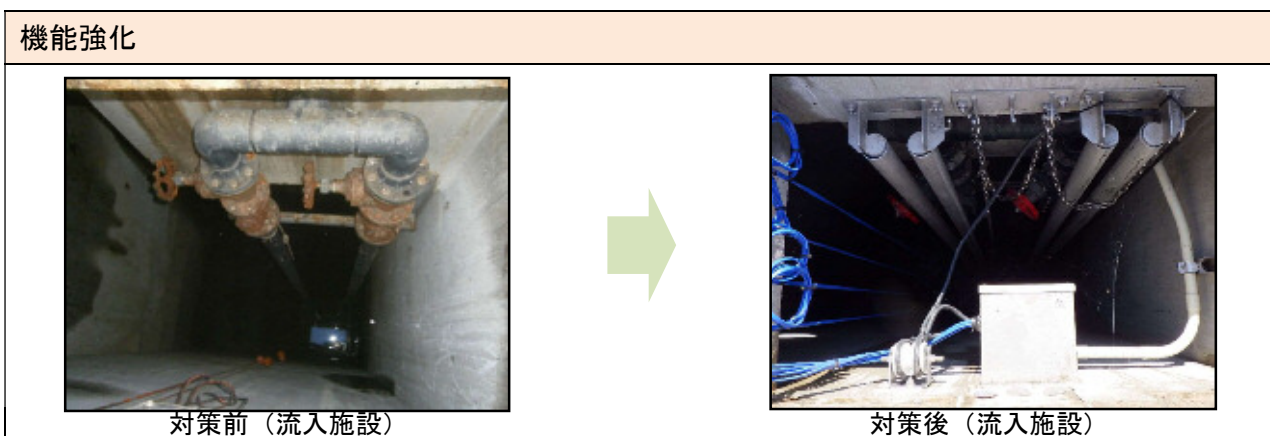
### ■事業のポイント

- 最適整備構想を活用し、計画的な機能強化対策を行うことで、施設の長寿命化が図られる
- 老朽化した農業集落排水施設において、改築（機能強化）を行うことで、処理施設機能の回復や耐震化対策が図られる

### ■事業内容

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図ることを目的とし、農村集落におけるし尿生活雑排水等の汚水を処理する施設又は汚泥を循環利用するための施設の整備又は改築（機能強化）を実施する。

### ■施工事例



### ■対象地域

- ・ 既存の農業集落排水施設
- ・ 受益戸数：おおむね20戸
- ・ 処理対象人口：おおむね1,000人程度以下

## ■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村

負担区分：国：50%

事業費：200万円以上

その他：最適整備構想が策定されていること